

第 6 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 28 号 令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）

専第 28 号

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,282,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 862,813,430千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

熊本県知事 木 村 敬

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 122,951,845	千円 1,282,522	千円 124,234,367
	1 国庫委託金	1,721,815	1,282,522	3,004,337
歳 入 合 計		861,530,908	1,282,522	862,813,430

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 38,977,248	千円 1,282,522	千円 40,259,770
	1 選 挙 費	51,068	1,282,522	1,333,590
歳 出 合 計		861,530,908	1,282,522	862,813,430